

人権行政のあり方について

(1) 安心しながわネットワークの推進

児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者暴力など家庭内で起こる暴力に対し、地域の見守りを強化するとともに、関係機関の連携により速やかな対応をとることにより家庭内暴力をなくすことを目指している。

①ネットワーク構築の背景と現状

児童虐待や高齢者虐待、DVなどの家庭内での暴力や虐待が社会問題となっている一方、周囲の人が「虐待では？」と心配しても通報しにくい状況があった。

地域の気づきを区につなぎ、地域とともに見守ることで虐待やDVを防止することを目的に、平成22年10月に24時間受け付ける専用ダイヤル2本（児童虐待・DV、高齢者虐待）を開設した。

平成24年10月からは法改正に伴い、障害者虐待に対応する専用ダイヤルを追加した。

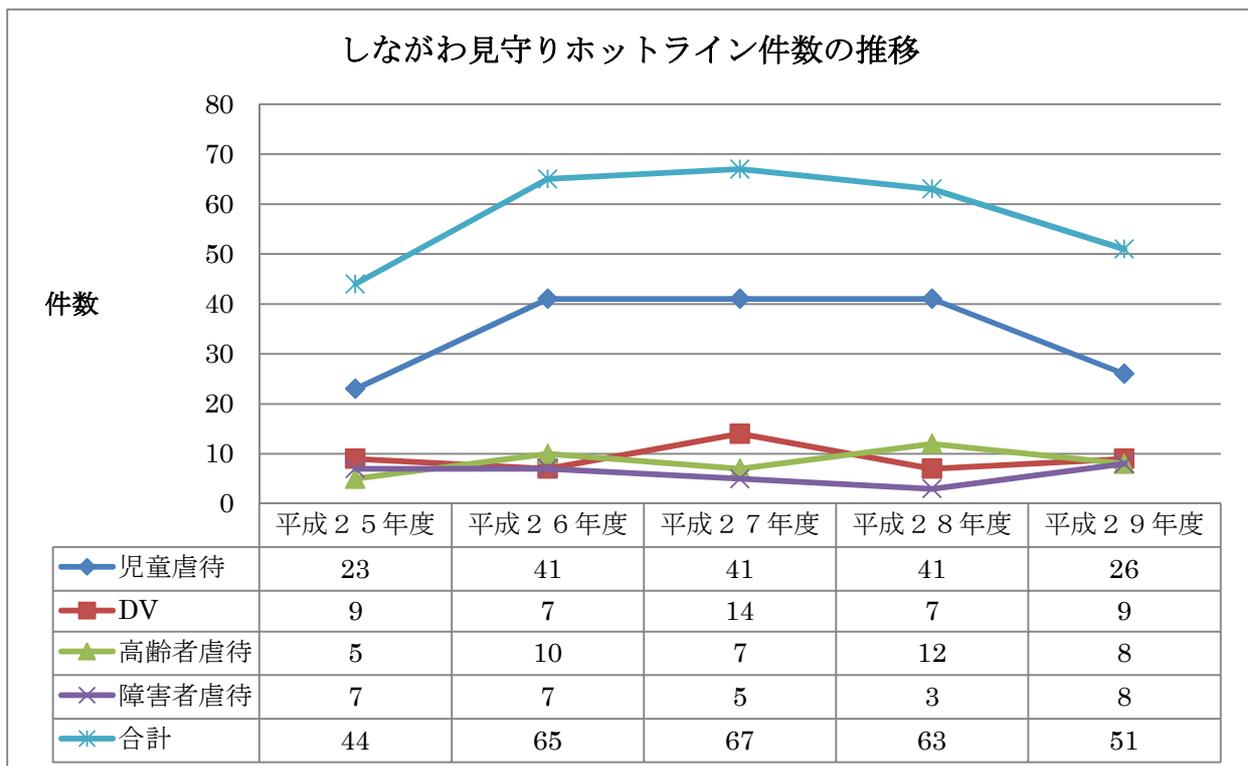
平成27年4月にDV専用ダイヤルを増設し、ダイヤル数を4本に増やすことで、「暴力・虐待」をキーワードにどこに相談しても確実に24時間受け付ける仕組みを整えた。

【現状の体制】

しながわ見守りホットラインとして、地域からの通報を受ける連絡先を周知している。

※別紙1「あなたの“気づき”が解決の一步」

【実績】



②虐待防止ネットワーク協議会の役割と構成員

【情報連携などの役割】

- 1) 情報共有 2) 早期期発見、被害者の保護や支援に関する協議
3) 連携方針の策定 4) 広報その他啓発活動 など

【構成員】

協議会委員		関係機関	区分
委員長	副区長		
委 員			
総務部長		品川区	行政関係
地域振興部長			
子ども未来部長			
福祉部長			
品川区保健所長			
教育委員会事務局 教育次長			
東京都品川児童相談所長		児童相談所	福祉関係
品川区障害者七団体協議会会長		品川区障害者七団体協議会	
品川区社会福祉協議会事務局長		社会福祉協議会	
ケア協議会会長		ケア協議会	
(高齢者)		社会福祉法人	
(障害者)			
品川区医師会会長		医師会	保健医療関係
荏原医師会会長			
東京都品川歯科医師会長		歯科医師会	
東京都荏原歯科医師会長			
昭和大学病院総合相談センター		医療機関	
品川警察署長		警察署	警察・司法関係
大崎警察署長			
大井警察署長			
荏原警察署長			
東京家庭裁判所調査官		家庭裁判所	
品川区町会自治会連合会会長		町会自治会連合会	その他
品川区民生委員協議会会長		民生委員・児童委員	
品川地区人権擁護委員会委員長		人権擁護委員	

③今後の取組み

協議会の場で虐待防止に関し、関係機関との様々な情報の共有や啓発活動を通じ、なお一層の連携に努めていく。また、児童、高齢者、障害者への虐待や配偶者等暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援などを図っていく。

今後、配偶者暴力相談支援センター機能の整備に向けての検討も進めていく。

(2) 性的マイノリティを取り巻く状況について

性的マイノリティとは

「出生時に判定された性別（身体の性）と性自認（自分が認識している自分自身の性別）が一致し、かつ、性的指向（どのような性別の人を好きになるか）は異性」というパターンに当てはまらない人たちのこと（LGBTなど）をいう。

LGBTとは、

L(レズビアン) :性自認が女性である人同士が好きになること(同性愛)、またその人。
 G(ゲイ) :性自認が男性である人同士が好きになること(同性愛)、またその人。
 B(バイセクシュアル) :男性も女性も好きになること(両性愛)、またその人。
 T(トランスジェンダー) :身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人。

※別紙2「性的マイノリティの人権 多様な「性」があること、知っていますか？」

① これまでの経緯と背景

2002 (H14)	政府の「人権教育基本計画」に同性愛者への差別の解決を明記。
2003 (H15)	外交官の同性配偶者の日本への入国・居住について、実質的に配偶者と同様の扱いとなる。（法務省・外務省）
2004 (H16)	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行。一定の要件を満たした人が戸籍上の性別を変更できるようになった。
2012 (H24)	「自殺総合対策要綱」（内閣府）に、性的マイノリティを対象とした自殺対策の必要性を明記。
2015 (H27)	渋谷区と世田谷区でいわゆるパートナーシップ制度開始。
〃	「第4次男女共同参画基本計画」（内閣府）施行。第3次計画に引き続き、多様な性自認・性的指向の人々の人権を尊重し、安心して暮らせる環境を整備することの重要性が示された。
2016 (H28)	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に多様な性自認・性的指向への理解促進、社会全体で多様性を受け入れる環境づくりを進めることが記載された。
〃	男女雇用機会均等法改正に伴い「セクハラ指針（事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針）」に当事者に対する性的・差別的な言動について、セクシュアルハラスメントに該当することを明記。
〃	人事院が通知「人事院規則10-10（セクシュアルハラスメントの防止等の運用について）」を改め、違反すれば処分となる言動に、性自認や性的指向に関する偏見に基づく言動やからかいも含まれることを明記。
〃	総務省通知、当事者に配慮し、性別表記の無い「住民票記載事項証明書」や「印鑑登録証明書」の発行が可能となる。
2017 (H29)	「事業主啓発用ガイドブック：公正な採用選考をめざして（平成29年度版）」（厚生労働省）には、採用選考の際、応募者の性自認・性的指向を理由として不適切な対応を行わないこと、採用担当が多様な性自認・性的指向に対する理解を深め、公正な選考を行うこと等が盛り込まれた。
〃	都道府県レベルでは九都県市（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市）で共通メッセージ作成。千葉市が中心になって作成。「あなたはあなたのままでいい Just the Way You Are」
2018 (H30)	「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」成立。性自認及び性的指向を理由とする不当な差別をしてはならないとしている。

② 他自治体での対応状況

【同性パートナーシップ制度における公的承認の状況】

	根 拠	制 定	H30. 11 月
渋谷区	条 例	H27. 11 月	31 組
世田谷区	要 綱	H27. 11 月	81 組
中野区	要 綱	H30. 8 月	14 組

※他に、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市がある。

【対応指針などの制定状況】

文京区	H29. 3 月	性自認および性的指向に関する対応指針 ～文京区職員・教職員のために～
豊島区	H30. 2 月	多様な性自認・性的指向に関する対応指針

③ 品川区のこれまでの取組と対応

事業名	内 容
【講 座】 多様性尊重啓発事業 (H30)	多様性尊重 講座と映画会の開催 テーマ「普通ってなに？～違うことを認め合う～」 講座 1 日目講師：中島潤氏・2 日目講師：臼井一美氏 映画：「彼らが本気で編む時は、」
【周 知】 啓発パンフレット (H29・30)	性的マイノリティの人権リーフレットを成人式と職員研修で配布。 (東京都作成リーフレット「性的マイノリティの人権 多様な「性」 があること、知っていますか？」)
啓発パネル (H29)	「多様性を考える」(人権教育啓発センター刊)より LGBT 関連パネル を作成、男女共同参画センターやイベントで展示。
【研 修】 職員に向けた研修 (H29・30)	人権問題講演会 H29：先進自治体の取り組み事例を聴く 「渋谷区が推進する LGBT ダイバーシティ&インクルージョン」 講師：永田龍太郎氏 (渋谷区男女平等・ダイバーシティ推進担当課長) H30：性的マイノリティの方の対応も含めた公務職場のハラスメント ～ハラスメントの新しい動向～ 講師：金子雅臣氏 (労働ジャーナリスト)

【今後の対応】

- 1) 「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」(男女共同参画のための品川区行動計画 第5次等)の中で新たな課題として取り組む。
- 2) 多様性尊重啓発事業として、講座・講演会等、様々な形で継続実施する。
- 3) 当事者を含む「交流のひろば」等を開設し、理解し合う機会と場の提供をする。
- 4) 啓発パンフレットは、継続して、成人式や研修、講座等で配布する。
- 5) 啓発パネルは、男女共同参画センター交流室で通年展示、人権啓発講演会・イベントでの展示、貸出等を継続実施する。
- 6) 職員に向けた研修は、職層研修をはじめ様々な機会をとらえて継続実施する。

あなたの“気づき”が

解決の二歩

虐待、DVをみんなでなくす

「しながわ見守りホットライン」

気づいて

虐待かな？
あなたの小さな
気づきが、
解決の第一歩です。

つないで

しながわ見守りホットラインに
お電話ください。
24時間つながります。
秘密は守られます。

区では虐待の通報を受けると、実際に虐待が行われているかどうか、まず情報収集を行います。虐待が疑われる場合は、どのような支援が必要か検討し、対応します。場合によっては、関係機関と連携して、緊急に一時保護をすることもあります。

見守って

「こんにちは」「大変ですね」
周りのちょっとした笑顔や
気づかい、声かけが、
子育てや介護の
孤立を防ぎます。

品

品川区

児童、高齢者、障害者への虐待やDV（配偶者・パートナーによる暴力）が社会問題になっています。虐待やDVは人権を著しく踏みにじるもので、時として犯罪にもなります。こうした暴力はおもてに見えにくく、また周囲の人が「虐待なのでは？」と気づいても、通報しにくい現状があります。

一方、核家族化が進み、子育てや介護に悩んでいても気楽に相談したり手伝ってもらえない、地域から孤立してしまう、そんな家庭が増えているかもしれません。

虐待を受けている子どもや高齢者、障害者からはなかなかSOSを出せません。あなたの小さな気づきが虐待を受けている人、ひいてはその家族を助けることにつながるのです。



虐待はあなたの隣でも起こる可能性があります。「虐待かな?」「心配だわ」と思ったら、しながわ見守りホットラインにお電話ください。24時間つながります。間違ってもあなたの責任を問うことはありません。秘密は必ず守ります。

子どもの様子

- 激しい泣き声や叫び声が絶えない
- 原因不明のけがをしている
- 家に帰りたがらない
- 表情がとぼしく、元気がない
- いつもお腹をすかせている
- 衣類や体がいつも汚れている

親の様子

- いつも大声で子どもを怒鳴る
- 子どものけがについて不自然な説明をする
- 気分の変動が激しく、子どもにすぐ手を上げる
- 子どもに関心がなく、放置している

児童虐待は
Tel 03-3772-6622

高齢者の様子

- 高齢者の悲鳴が毎日聞こえる
- 不自然なけがが多い
- おびえ、わめくなど情緒が不安定
- 気候や天気が悪いのに公園など家の外にいる
- 衣類や体がいつも汚れている

介護者の様子

- よく怒鳴り声が聞こえる
- 高齢者に対して冷淡で無関心
- 高齢者の介護や世話に否定的な発言をしばしばする

高齢者虐待は
Tel 03-3772-6699

 気づいてください、SOSのサイン。



しながわ見守りホットライン

障害者虐待は
Tel 03-3772-6605

DVは
Tel 03-3777-6601

こんなことは虐待になります

- つねる、叩く、蹴る、閉じ込める、不要な薬を飲ませる
- わいせつな話をしたり、行為を強要する
- 怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、無視する
- 不潔な環境に置く、必要な医療等をうけさせない
- 年金や賃金を渡さない、勝手に預貯金を使う

○対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害含む)や心身の障害や社会的障壁によって継続的に生活に相当な制限を受ける状態にある方です。

○障害者虐待には以下の3種類があります。

- ・ 養護者等による虐待
- ・ 障害者福祉施設従事者等による虐待
- ・ 使用者による虐待

○養護者への支援

虐待をしている側の家族にも支援が必要な場合があります。介護疲れや障害への知識不足など原因は様々ですが、家族を支援することが虐待防止につながります。

DV(配偶者、パートナーによる暴力)

- 悲鳴や怒鳴り声が頻繁に聞こえる
- 不自然な怪我が多い
- 人目を避け、口数が少なくなる

配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか?

一人で悩まずにご相談ください。

相談は無料です。秘密は厳守します。

男女共同参画センターDV相談(毎週金曜日)*

* 面接または電話による相談です。

事前予約制(受付: 平日午前9時~午後5時)

申込先 TEL03-5479-4104

性的マイノリティに関する疑問

Q 同性愛って病気のなの？

A 病気ではありません。過去には病気ととらえられていた時期もありましたが、平成2(1990)年、WHO(世界保健機関)は国際疾病分類の中から同性愛の項目を削除し、同性愛は治療対象ではないとしました。

その後、平成7(1995)年に日本精神神経学会も同様の基準を採用しています。

Q どのような性別の人を好きになるか、自分の性別が男女どちらであると思うかは本人の意思で変えられる問題ではないの？

A 性的指向や性自認は、異性愛の人や自分の性別に違和感のない人と同じように、本人が決めます。選んだり、変えたりできるものではないと考えられています。

その人のありのままを尊重することが大切です。

私たちにできること

性的マイノリティの人に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。

まずは、多様な性があることを知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。

そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいかを一緒に考えてみましょう。

今日からでもできること

- 性的マイノリティであることを理由にいじめたり、笑いのネタにしたりしない
- 自分の周りに性的マイノリティの人がいるかもしれないと思っただけで行動する
- 「彼女がいるの？」「どんなタイプの男性が好き？」など、相手の性的指向を決めつけるような質問はしない

相談窓口

▶ よりそいホットライン TEL 0120-279-338
(フリーダイヤル)

どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探します。(24時間対応)
音声ガイダンスに従い、相談したい内容の番号を選んでください。

性的マイノリティなどに関するご相談は4番です。
<http://279338.jp/yoriso/>

～人権問題全般に関する相談～

▶ みんなの人権110番 TEL 0570-003-110
(ナビダイヤル)

東京法務局(支局を含む)常設相談所

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

▶ 東京都人権プラザ

※人権プラザは、平成29年当初に移転する予定です。

移転先の開館日や相談受付開始日など、詳しい情報は、東京都総務局人権部のホームページなどをご参照ください。

移転前 電話 03-3876-5373 03-3871-0212
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

9:00～17:00(毎週火曜日は20:00まで)
Eメールでの相談受付も実施しています。

《メールアドレス》 ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp
移転後 電話 03-6722-0124 03-6722-0125

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
9:30～17:30

Eメールでの相談受付も実施しています。

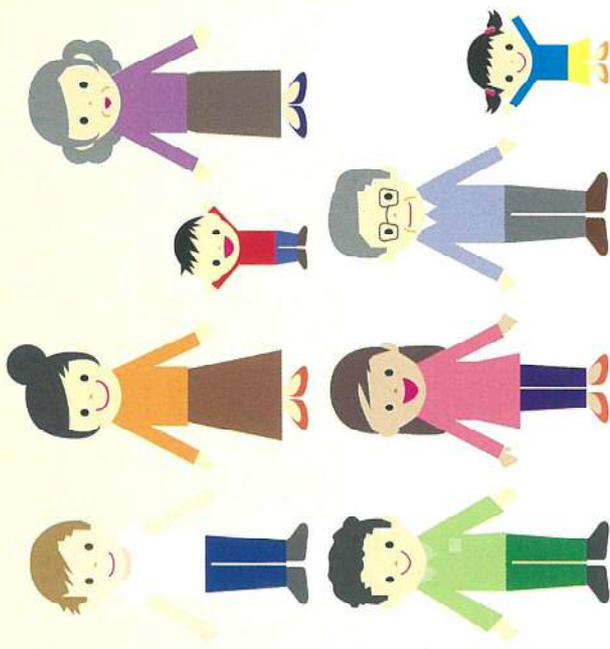
《メールアドレス》(移転前と同じ)

《参考》

- 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2」(日高庸晴ほか)
<http://health-issue.jp/>
- 子どもの「人生を変える」先生の言葉があります。(日高庸晴)
- 人権ポケットブック「性的少数者と人権」
(公益財団法人 人権教育啓発推進センター)

性的マイノリティの人権

多様な「性」があること、 知っていきましょうか？



このリーフレットに関する問合せは下記にお願いします

東京都総務局人権部人権施策推進課

東京都新宿区西新宿2-8-1

電話: 03(5388)2588/FAX: 03(5388)1266

登録番号(28)20



「性」のあり方は様々です

みなさんは、人はみな生まれた時に判定された性別と自分が認識している自分自身の性別は一致している、また、恋愛対象は必ず異性に向くものだと思いますませんか？

でも、「性」のあり方はそれだけとは限りません。

「性」は、出生時に判定された性別(身体の性)、性自認(自分が認識している自分自身の性別)、性的指向(どのような性別の人を好きになるか)など、様々な要素からなると考えられています。

「出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ、性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人たちは**性的マイノリティ**あるいは**LGBT**などと呼ばれています。

性的マイノリティは20人に1人存在するといわれており、学校の40人クラスであれば1クラスに1～2人はいる計算になります。

「私の周りには性的マイノリティの人はいない」と言う人もいます。自分が性的マイノリティであることを言わずに生活している人が身近にいるのかも知れないのです。

LGBTは代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。

Lesbian	レスビアン(女性同性愛者)
Gay	ゲイ(男性同性愛者)
Bisexual	バイセクシュアル(両性愛者)
Transgender	トランスジェンダー(身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)

「性同一性障害^{※1}」は国際疾病分類での疾病名。さらに、こうしたLGBTの枠に当てはまらない人もいます。「性」はとも多様なのです。

※1 平成16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって、一定の基準を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになり、平成20(2008)年に改正法によって条件を緩和。

苦しんでいる人がいます

人に打ち明けられない

- 性的マイノリティの人たちには、自分の性自認あるいは性的指向を打ち明ける(カミングアウトすること)で相手との関係が壊れるのではないかと不安を抱えている人がいます。
 - 自分の性的指向を偽って異性愛者を演じることにストレスを感じている同性愛の人や、自分の性別に違和感を覚え自分が異常であるとして一人で悩んでいる人がいます。
- ### 様々な困難に直面しています
- 公的な書類上の性別と見た目の性別とのずれにより、役所や医療機関などの窓口で驚きや疑いの目を向けられ、ストレスを感じている人がいます。
 - 本人確認上のトラブルにより必要なサービスが利用できないなど日常生活に支障をきたしているという報告があります。
 - 自分が性的マイノリティであることを職場で明かした、あるいは明かされたことによっていじめやハラスメントに遭うなど、働きづらくなったというケースがあります。

セクハラの対象です

厚生労働省は、セクハラ指針^{※2}を改正し、性的マイノリティに対する職場でのセクシュアルハラスメントも同指針の対象である旨を明確化することとした(平成29(2017)年1月から適用)。

※2 男女雇用機会均等法に基づき「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき指針についての指針」



気づかないうちに誰かを傷つけていませんか？

- 「ホモ」レス「オカマ」
- 「ホモって気持ち悪い・・・」
- 「あの人、レスらしいよ・・・」

何気なく使っているこのような言動に性的マイノリティの人たちは傷ついたり、悩んだりしています。

《性的マイノリティと自殺の危険性》

最近の研究から、性的マイノリティの人は自殺の危険性が高いことが指摘されています。
ゲイやバイセクシュアル男性のうち、自殺を考えたことがある人は約66%(異性愛者の約6倍)、また約14%の人が自殺未遂を経験しているという調査結果があります。

自殺総合対策大綱(平成24(2012)年8月閣議決定)より抜粋

「自殺念慮の割合が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取り組みを推進する。」

